

酷書 Part 2

誰もが安心できる介護保険制度にしてほしい

福祉施設からの事例報告

こんな負担増は 許せない！



2015年9月

社会福祉法人やすらぎ福祉会

特別養護老人ホーム・やすらぎホーム

076-269-0808

特別養護老人ホームなんぶやすらぎホーム

076-241-9600

目次

- 2015年介護保険制度改定のポイント·····(3)
- 介護保険負担限度額認定の変更に伴う結果·····(5)
- 事例
 - ・特例入居について
 - 認知症の家族対応が困難·····(8)
 - 特例入居の申請をしても、自治体の回答が遅い·····(9)
 - ・利用負担2割
 - 2割負担でとりあえずサービス控えした·····(10)
 - 介護サービス費2割・医療費3割負担で大変·····(11)
 - 食費は2倍ではないけれど、2割負担は大変·····(12)
 - 負担増に自費扱いで対応·····(13)
 - 2割負担+多床室料金値上げ二年間40万円増！·····(14)
 - ・補足給付2段階→4段階
 - 預貯金あり対象除外、年間約65万円の負担増に·····(15)
 - 80万円の負担増でも在宅に戻れない·····(16)
 - ・補足給付3段階→4段階
 - 年間約45万円の負担増に、夫がアルバイトでカバー···(17)
 - 年間54万円もの負担増で預貯金の切り崩し！·····(18)
 - ・特例減額措置適用（補足給付2段階→3段階）
 - 制度適用でも夫婦合わせて年間44万円の負担増！···(19)
- おわりに·····(21)

2015年介護保険制度 改定のポイント

医療・介護総合法により介護保険法が2014年に改定され、2015年4月から施行された。大きく4つの改定があり、うち4月改定の「特養入居は原則要介護3以上」と8月改定の「2割負担について」「補足給付について」の改定内容は以下の通りである。

1. 特養入居は原則要介護3以上に

特別養護老人ホームの入居はこれまで要介護1以上だったが、4月から原則「要介護3」以上に限る。ただし、特例入居として「認知症で常時見守りが必要なケース」「家族介護に限界があり、他の介護資源も不十分であるケース」などやむを得ない事情があり条件を満たせば要介護1・2でも申請は可能だが、非常に限定された内容である。

2. 一定以上の収入があると2割負担に

介護保険制度が始まって以降、一律1割負担であったが、8月からは合計所得金額が160万円（年金収入の場合280万円）以上の所得のある方は2割負担に引き上げられた。

3. 補足給付の縮小（施設サービス居住費・食費負担限度額区分）

これまで世帯全員が非課税であれば補足給付の対象だったが、8月の改定後は非課税でも①預貯金がある場合（本人のみ：1000万以上、夫婦の場合：合算して2000万円以上）、②施設入所時に世帯分離を行って本人が非課税であっても配偶者が課税である場合は補足給付の対象が外される。これらは基本的には自己申告ではあるが、不正受給に対するペナルティ（加算金）が設けられている。

さらに来年の8月以上はさらに③遺族年金や障害年金の非課税年金も収入とみなして勘案することも決まっている。

※要支援1・2の訪問介護と通所介護を介護保険給付の対象から外し、地域支援事業へ移行される。金沢市は平成29年4月開始の予定である。

●補足給付（負担限度額認定）

市町村民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担には限度額が設定され、限度額を超える部分は特定入所者介護サービス(介護予防サービス)費として減額されます。

利用者負担段階	食費	居 住 費				
		多床室 (相部屋)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、療養等)	ユニット型準 個室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	320円	420円	490円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1310円	1310円	1640円
第4段階	1380円	320円	1150円	1640円	1640円	1970円

※第4段階は基準額であり、利用者と事業者で決定される

●市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

補足給付の要件見直しにより補足給付が第4段階で今までの食費・居住費の負担軽減を受けることが出来なくなり、生活が苦しくなる方等について、いくつもの要件全てに該当する場合、「特例減額措置」の対象となる、食費・居住費を第3段階と見なして減額（補足給付）されます。

介護保険負担限度額認定の変更に伴う結果

	2015/7/31 現在			2015/8/1 現在		
	人数	%	社福減 人数	人数	%	社福減人数
やすらぎホーム	1段階	4	4	4	4	
	2段階	51	50	16	47	46
	3段階	21	20	2	17	16
	4段階	27	26		35	34
	合計	103	100	18	103	100
なんぶやすらぎホーム	2015/7/31 現在		2015/8/1 現在			
	人数	%	社福減 人数	人数	%	社福減人数
	1段階	1	3	1	3	1
	2段階	22	56	6	17	43
	3段階	13	33	1	11	28
	4段階	3	8		10	26
	合計	39	100	8	39	100
						8

厚労省資料より H23.11

介護老人福祉施設における入居者の所得分布

- ユニット型施設の入居者における所得第1段階の方の割合は、従来型施設と比べて相対的に低い水準となっている。

利用者 負担段階	調査1		調査2
	従来型 (N=9,830)	ユニット型 (N=6,452)	ユニット型 (N=38,742)
第1段階	9.8%	1.5%	1.2% (67.5%)
第2段階	56.5%	57.8%	60.3% (50.9%)
第3段階	15.4%	15.4%	17.0% (47.7%)
第4段階～	18.4%	25.3%	21.6% (18.9%)

調査1:医療経済研究機構「ユニット型施設における入居者サービスの実態把握及びあり方に関する調査研究報告書」(H21.3)
調査2:社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター「経年変化を踏まえたユニット型施設の運営実態と地域におけるユニット
ケアの啓発に関する調査研究事業」(H22.3) かつて内には割合は世帯分離率

やすらぎホームの改悪前の負担段階では1段階では4%、2段階50%と全国統計より低い。所得層が高いのか？

なんぶやすらぎホームの、1段階2段階は全国統計並みであるが3段階に集中している。全国の倍程度であり4段階が少ない。

*旧措置者（介護保険制度開始前からの入居者は前制度での認定）やすらぎホームのみ
8名（1段階1名、2段階6名、3段階1名）

*変更者の内訳 それぞれ要介護4で計算

- 2段階→4段階（やすらぎホーム：4名 配偶者1名、預貯金3名）
(なんぶやすらぎホーム：4名 配偶者3名、預貯金1名)
従来型多床室で、 57, 240円／月アップ・686, 880円／年アップ
従来型の個室で、 65, 640円／月アップ・787, 680円／年アップ
ユニット型個室で 67, 200円／月アップ・806, 400円／年アップ
- 2段階→3段階（なんぶやすらぎホーム：1名 特例減額措置適用）
- 3段階→4段階（やすらぎホーム：4名 配偶者1名、預貯金3名）
(なんぶやすらぎホーム：4名 配偶者1名、預貯金3名)
従来型多床室で、 39, 840円／月アップ・478, 080円／年アップ
従来型の個室で、 36, 240円／月アップ・434, 880円／年アップ
ユニット型個室で 44, 700円／月アップ・536, 400円／年アップ
- 4段階→3段階（なんぶやすらぎホーム：1名 一旦4段階になり3段階に戻った）

*4段階で多床室の方は、居住費1日470円アップで、月14, 100円アップ・
年169, 200アップ

*社会福祉法人等利用者負担軽減は、

やすらぎホーム：1名が対象外となり2名が対象となった。
なんぶやすらぎホーム：1名が対象外となり1名が対象となった。

*利用料1割負担→2割負担

（やすらぎホーム：4名 なんぶやすらぎホーム：0名）

（居宅やすらぎ） 201名（含支援26）のうち22名（支援4）

　　福祉用具貸与 1名ベッドを自費 1名手すりを返却の2名が変更

（居宅あて） 53名のうち5名 変更2名 デイ週5回を4回 週3回を2回

　　その他3割負担が1名いる

事例

特例入居について

認知症の家族対応が困難

1. 本人のプロフィール

- ◇性別：女性 ◇年齢：90歳代 ◇介護度：要介護2 ◇認知症自立度：Ⅲb
- ◇世帯構成：長男夫婦と3人暮らし
- ◇所得状況（施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分）：第2段階
- ◇住まい：長男夫婦の持家

2. サービスの利用状況

- ◇現在利用中のサービス：・ディ（月4回）・ショート（20日/月）
- ◇費用負担：介護保険の利用料 18,612円/月
保険外の費用(サービス利用時の食費居住費等)約18,000円/月

3. 具体的な変更点と状況

30年前まで夫と暮らしていたが他界。その後独居生活をしていたが、2009年に圧迫骨折後、長男夫婦のいる金沢で同居、週3回のデイサービスを利用し暮らしていた。長男夫婦は共に働いており、つきっきりの介護はできない状態。

2013年1月、将来介護ができなくなった時のためにと、特養の入居申込を行った。申込み当時より、被害妄想や自分で内服管理ができなかったり、散歩に出ても帰ってくることができなくなったりと、認知症状が進んだ。2014年10月頃より更に認知症状が進行。同じことを繰り返し何度も聞いたり、排泄面での失敗もあり、歩行は歩行器での移動など、認知・身体機能面の低下がある。また、自宅では長男や長男の嫁に対して自分の気に入らないことがあると足で蹴ってきたり、「何じゃ！」と腕を挙げ威かくしようとすることもある。認知症への対応や排泄の後処理等で、長男夫婦は在宅での介護に疲弊しており、虐待にまで発展しそうになった。できるだけ長男夫婦の介護負担を減らすためにショートステイ・デイサービスを利用している。現在の介護度は2。

特例入居について、町からの回答は、“認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる”として、特例入居に該当するとの回答であった。引き続き特養の待機ができるようになった。

特養に入居が決まったわけではなく、待機できたという事。実際に特養に入居できるには、ベッドが空いた時に入居の検討をし、待機者に待機場所やサービス利用内容等の状況が変化していた時には、再度自治体の意見・情報共有を求めなければならず入居までは、長い道のりとなっている。

特例入居について

特例入居の申請をしても自治体の回答が遅い

1. 本人のプロフィール

- ◇性別：女性 ◇年齢：80 歳代 ◇介護度：要介護2 ◇認知症自立度：I
- ◇世帯構成：本人・長男夫婦・孫と同居 ◇所得状況：利用者負担段階：第2段階
- ◇住まい：持家

2. サービスの利用状況

- ◇現在利用中のサービス
 - デイケア（3回/週） • ショート（10日/月）
- ◇費用負担
 - 介護保険の利用料 約20,000円/月
 - 保険外の費用（食費・居住費）約18,000円/月

3. 具体的な変更点と状況

長男家族と同居。本人は脳血管障害によるパーキンソン症候群、気管支喘息の既往。8年前から手の振戦が出現し、日常生活に支障が生じ嫁が日常生活の見守りを行ってきた。6年前くらいから痺れも出現しさらにADLが低下して在宅サービスを利用することになった。その後もレベル低下が進み入院してパーキンソン症候群の診断と視力低下が指摘され紅彩炎と診断されて治療を受けて退院した。

主介護者である嫁は、介護による肉体的、精神的な疲労が増えると感情的になる傾向がありレスパイトとして週3回のデイケアや毎月の定期的なショートステイを利用して何とか在宅生活を維持している。それでもパーキンソン症候群の症状が出ている時は精神症状も悪化し、日常生活において同居家族の介護力では負担が大きく、サービス利用など切れ目ない支援を要するが、限度額目いっぱい利用しても切れ目ない支援にはほど遠い。本人・介護者の両方のことを考えて施設入所を検討して平成24年11月特養の申請を行って待機していた。

改定で特養入所が原則要介護3以上となったため、待機していた特養へ「特例入居に関する申請書」を提出し、特養は自治体へ「特養は特例入居に関する申請書」と「特例入居の要件の判定に係る意見書（自治体が特例入居での待機が可能か否かを判断する書類）」を提出したが、2か月が経過しても自治体からこれに関する・連絡回答が全くない状況で、自治体へ電話連絡して問い合わせたところ、「いくつか質問したい事がありそのままになっている。そのうち用紙か電話で質問します」との返事でその場で質問もされなかった。問い合わせてから10日程経ったころ漸く質問用紙が送られてきたが、未だに特例入居での待機になれるのか否かの判断もつけられず、長期間どっちつかずの状態である。

利用負担 2割

2割負担でとりあえずサービス控えした

1. 本人のプロフィール

◇性別：男性 ◇年齢：60歳代

◇介護度 要介護4

認知症自立度：IV (アルツハイマー型認知症)

◇世帯構成 家族同居

◇所得状況(施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分) 第4段階

◇住まい 持家

2. サービスの利用状況

◇現在利用中のサービス

- デイサービス (4回/週)

◇費用負担

・介護保険の利用料 39,445円(8月)/月 保険外の費用 (食費) 11,160円/月

3. 具体的な変更点と状況

鉄筋コンクリート3階建ての一軒家で長女夫婦、長男と五人暮らし。2階が本人、妻の居住スペースとなっている。以前は自宅の1階で自営業をしていたが50歳後半から物忘れなどで仕事にならなくなり60歳前に会社を閉めた。その後、空いたスペースを利用し、長女婿がIT関係の事務所を開設したが今年初めに廃業した。2014年5月頃から要介護1の認定を受けたが、年齢も若いことで認知症の進行も早く、介護保険更新で平成27年4月からは要介護4となり、利用単価も月5千円ほど増えている。8月の改定まで限度基準額が超えないように週5日デイサービスを利用していた。8月からは妻と相談し、週4回にして様子をみている。負担は約月2万円ほど増えている。しばらくは蓄えがあるからなんとかなると言っているが常時見守りが必要な状態で妻の介護負担が増大している。

今後、少しでも経済的な負担を軽減するため、主治医に相談し、精神障害者保健福祉手帳の申請を行った。

利用負担 2割

介護サービス費 2割・医療費 3割負担で大変

1. 本人のプロフィール

◇性別 男性 ・ 女性 ◇年齢 (80歳代)

◇介護度 要介護 1

認知症自立度(Ⅲa)

◇世帯構成 (その他)

◇所得状況 (施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分)

第4段階

◇住まい (持家)

2. サービスの利用状況

◇現在利用中のサービス

・デイ (2回/週)

◇費用負担

・介護保険の利用料 10,000 円程度

3. 具体的な変更点と状況

長女：介護保険が2割り負担になり、医療保険も1割から3割になったので、急に支払額が増えびっくり、大変です。

独居。国家公務員をしていた。2012年頃から隣県に住んでいる長女宅を行き来している。月の1/4程度は市内の自宅、3/4は長女宅という具合で生活している。移動は電車、バスを利用し一人で行っている。市内の自宅にいる時にデイサービスと配食サービスを月に7回利用。認知面では、短期記憶障害が進行しており、今話したことも数分後には忘れている。薬剤管理・スケジュール管理は長女が行っており、本人は頻回に手帳を確認して行動している

受診は月に1回 総合病院の泌尿器科受診と脳神経内科クリニックに1回受診している。

利用負担 2割

食費は2倍ではないけれど、2割負担は大変

1. 本人のプロフィール

- ◇性別 男性 ◇年齢 (80歳代)
- ◇介護度 要支援2 認知症自立度 I
- ◇世帯構成 妻と琴の3人暮らし
- ◇所得状況 厚生年金 (年間300万円程度)
- ◇住まい 持家

2. サービスの利用状況

- ◇現在利用中のサービス
 - ディサービス : 週2回

◇費用負担

- 介護保険の利用料 10,000 円弱 (保険内 : 3,900 円、保険外 : 5,600 円)

3. 具体的な変更点と状況

身の回りのことは自立。交通事故による後遺症あり要介護認定を行う。

重度の難聴あり。事故に遭う前は、毎日の様に憩いの家に通い将棋や囲碁をして過ごしていた。

受傷後は、憩いの家には一人で通うことができなくなる。人との交流の機会がなくなり、ディサービスを利用開始。当初はなかなか馴染めずにいたが、1年経った今では、自らゲームに参加したり、他利用者に声をかける等積極的になってきている。

介護保険の利用料が今までの倍に 13,300 円 (保険内 7,700 円)

加えて、医療費も3割負担になった。

本人家族とも、今まで配布されていた領収書の2倍になるのではないかと心配し、2万円も払えないと思っていた。食費は2倍にならないことを説明して安堵された。

本人にとって、生活上なくてはならないディサービスとなっており、今後又負担が増えたらどうしようとの不安は大きい。

利用負担 2割

負担増に自費扱いで対応

1. 本人のプロフィール

- ◇性別 女性 ◇年齢 (70歳代)
- ◇介護度 要支援2 認知症自立度 自立
- ◇世帯構成 子と孫との4人暮らし
- ◇所得状況 厚生年金 + 収入 (年間300万円以上)
- ◇住まい 持家

2. サービスの利用状況

- ◇現在利用中のサービス

ディサービス : 週3回

福祉用具貸与 : 特殊寝台、特殊寝台付属品、歩行器

- ◇費用負担

・介護保険の利用料 13,500円弱 (保険内: 5680円、保険外: 7800円)

3. 具体的な変更点と状況

もともと腰痛あり。転倒による大腿骨骨折で歩行が困難となり要介護認定申請を行う。電動ベッドや歩行器を使用し、身の回りのことは何とか自立。家事は同居の子が行う。生活上の意欲はあり、家にいてもできるだけ、身体を動かそうとの思いあり。天気のいい時には、家の前の駐車場を歩く等している。しかし、自宅では椅子に座って過ごす時間が長く、ディサービスは本人にとって、体を動かしたり知人と交流の場となっており、欠かせないものとなっている。今まで利用していたサービスは、生活を送る上で必要不可欠となっている。

今回8月より、介護保険の利用料が今までの倍に (19,300円 保険内 11,500円)

加えて、医療費も3割負担になった。

説明書を読むと、収入があるから仕方がないと納得はされるが、「介護保険料も沢山払っている。これからどんどん歳とともに状態が悪くなったらと思うと心配」との不安を話される。

特殊寝台を自費の扱いに変更して、少しでも負担を減らす対応をした。

利用負担2割

2割負担＋多床室料金値上げ二年間 40万円増！

1. 本人のプロフィール

- ◇性別：男性 ◇年齢：80歳代
- ◇介護度：要介護1 ◇認知症自立度：I
- ◇世帯構成：独居
- ◇所得状況（施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分）第4段階
- ◇住まい：特養ホーム（従来型個室）

2. サービスの利用状況

- ◇費用負担：ホームの利用料 75,930円/月 → 108,960円/月
- その他の費用(医療費・薬代等) 2,000円/月

3. 具体的な変更点と状況

2009年2月にケアハウスより入居。視力障害や脳梗塞後、前立腺・大腸がんなどの既往がある。また、睡眠時無呼吸症候群あり、在宅酸素療法も施行しており、入眠時も定期的に見守りが必要である。認知症はなく、ホームでは趣味の短歌や囲碁など楽しまれ、マイペースに過ごすことができている。厚生年金を受給し、課税となっている。

料金の関係では、個室に入居中だが居室面積が基準面積以下という事で、支払いは多床室料金となっている。この8月より、第4段階の方の多床室料金が1日380円→850円に値上げになっている。更に、1年の合計所得金額が280万円以上のため、2割負担の対象となった。

現在の支払いは月75,930円(1割負担21,930円・食費42,600円・居住費11,400円)であるのが、8月から108,960円(2割負担40,860円・食費42,600円・居住費25,500円)でひと月33,030円(年間で396,360円)の負担増となる。本人からは、「収入や預貯金があると言っても今まで必死に働いたり貯金してきたお金。介護保険料もしっかり払っているのに、おかしい。社会保障を削る前に軍事費や大型公共事業など削る部分は沢山ある。憲法見直す前に社会保障を見直す方が先じゃないか」と話されている。

補足給付 2 段階→4 段階

預貯金あり対象除外、年間約65万円の負担増に

1. 本人のプロフィール

◇性別：女性 ◇年齢：80歳代

◇介護度：4 ◇認知症自立度：Ⅲa

◇世帯構成：単身

◇所得状況：(施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分)：

第2段階→第4段階

◇住まい：特養ホーム（従来型個室）

2. サービスの利用状況

◇費用負担：ホームの利用料 51,240/月 → 104,940円/月

(高額介護サービス費適用後 39,300円 → 93,000円/月)

その他の費用(医療費・薬代等)： 約2,000円/月

3. 具体的な変更点と状況

夫は認知症で要介護2、本人も要介護2で認知症。家族は近くにいたが就労しており週1回の面会で手いっぱい。認認介護であり、1日3回のヘルパーを利用し夫婦で何とか在宅で生活しながら特養の待機を夫婦でしていた。夫が他界後、本人も脳梗塞の発症により病院へ入院。要介護4になり在宅には戻れない状態で待機から1年半後ホームに入居した。認知症はあるが、声掛けにはにこやかに返され、車椅子自操でホーム内の散歩もゆっくりされ、マイペースの生活をおくっている。

本人の年金は月に30,000円で補足給付第2段階であった。これまでのホームへの支払額は、月額51,240円(高額介護サービス費適用で39,300円)であったが。今回の補足給付の要件厳格化で預貯金1,000万円以上に該当した。

8月からは、104,940円(高額介護サービス費適用で93,000円)に跳ね上がる。ひと月53,700円の増加、年間にするとなんと、約65万円の負担増となる。

※該当する税金を納め、収入の都合上爪をともすように貯えてきたもの。今回の改定・税金の二重取りに等しい改定です。

補足給付 2段階→4段階

80万円の負担増でも在宅には戻れない

1. 本人のプロフィール

◇性別：女性 ◇年齢：80歳代

◇介護度：要介護3 ◇認知症自立度：Ⅲb

◇世帯構成：入居時に世帯分離

◇所得状況（施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分）：

◇住まい：特養ホーム（ユニット型個室）

第2段階→4段階

2. サービスの利用状況

◇費用負担：ホームの利用料 63,811円／月 → 131,011円／月

（高額介護サービス費適用後 51,300円／月 → 118,500円／月）

その他の費用（医療費・薬代等 約5~6,000円／月）

3. 具体的な変更点と状況

以前はケアハウス（特定）に入所していた。次第に身の回りのことが出来なくなり特養入居を勧められ、2009年に特養申請、2012年11月入居した。うつ症状と認知症があり、介護拒否、抵抗、暴言、拒食などの周辺症状が多く施設の環境に少しづつではあるがなれて来ている。夫は昨年から膝折れによる転倒を頻繁に繰り返して怪我が絶えなかった。頸椎の手術もしたが下肢の力が入らない状況。要支援1の認定を受けており、やっと状況で面会に足を運んでいる。

8月改定で、世帯分離をしている夫が課税のために補足給付から外される。これまでの料金から、131,011円（高額サービス費適用後 118,500円）に跳ね上がり、月67,200円の負担増、年間806,400円もの負担増となってしまう。夫は「同じ生活を送っているだけで、どうしてお金が倍以上になってしまふのか。市に行って聞いても“こう決まりました”しか言わない。理屈ではなく感情的に納得できない。国は預貯金を使えばいいだろうと言うが、預貯金だって沢山あるわけではない。今の妻や自分の状態では家に連れて帰って介護なんてとてもじゃないが出来ない。高くなつても払うしかないじゃない。これからどうしていけばいいのか。人生早く終わらさないといけないね」と改定について納得できず、行き場のない思いと怒りとが入り混じった言葉を漏らされる。

夫の年金は約16万円、本人年金は約4万円で合計約20万円／月。夫婦の年金から施設利用料を支払った残りのお金で夫は生活を送っている。夫は「電気・水道・ガス等の固定費や固定資産税などの支払もあるから全部を生活費として使えない。3万円程しか残らず1日千円で生活していくかなきゃならない。戦後一生懸命やってきて今の社会をつくったという自負がある。昔は、苦労したら花が咲くと言ったがこれじゃ苦労してきても何の花も咲かない…」と今後の生活に不安を抱いている。

補足給付3段階→4段階

年間約45万円の負担増に、夫はアルバイトでカバー

1. 本人のプロフィール

- ◇性別：女性 ◇年齢：80歳代
- ◇介護度：4 ◇認知症自立度：Ⅲa
- ◇世帯構成：入居時に世帯分離
- ◇所得状況：(施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分)：
第3段階→第4段階
- ◇住まい：特養ホーム（従来型多床室）

2. サービスの利用状況

- ◇費用負担：ホームの利用料 59,040円/月 → 95,040円/月
(高額介護サービス費適用後 55,200円 → 92,700円/月)
- その他の費用(医療費・薬代等)： 約2,000円/月

3. 具体的な変更点と状況

2013年2月に老人保健施設から従来型特養に世帯分離をして入居した。ご本人はアルツハイマー型認知症で家族の認識や会話も成立し辛かった。2人部屋にて暮らし、入居当初は食事も意欲の低下や、車椅子を使用しており車椅子からのたちあがりで転倒の危険性がありホールではY字ベルトを使用しての対応であった。入居後は徐々に筋力も付き独歩も可能な状態に。声掛けにはちぐはぐな回答だが、ニコニコと返答する場面もあり、要介護5→4に変更になっている。

夫は自宅で家族と暮らしている。夫が課税であるため今回の改定で補足給付の対象から外された。支払額は、これまで月額59,040円(高額介護サービス費適用で、55,200円)から、8月より多床室料金380円→850円にもなり、約95,040円(高額介護サービス費適用で92,700円)に跳ね上がる。ひと月37,500円の増加、年間にするとなんと約450,000円の負担増となる。これまでの施設利用料は本人の年金で収まっていたのが、今後は年金でまかなうことはできない。夫は70代でまだアルバイトもしており、「今回の改定によってもなんとか、夫婦の年金・収入の範囲内での支払いができる。が、他の方で支払いが大変になる方も沢山いるのではないですか。」と話している。

補足給付 3段階→4段階

年間54万円もの負担増で預貯金の切り崩し！

1. 本人のプロフィール

◇性別：男性 ◇年齢：80歳代

◇介護度：要介護4 ◇認知症自立度：Ⅲ b

◇所得状況 本人年金4万円／月 駐車料収入若干

施設サービスの居住費・食費の負担限度額 利用者負担段階区分：第3段階

◇住まい 特養ホーム（ユニット型個室）

2. サービスの利用状況

◇費用負担：ホームの利用料 約90,000円／月 → 135,000円／月

(高額介護サービス費適用後 83,000円 → 128,000円／月)

保険外の費用 8,000円／月

3. 具体的な変更点と状況

夫婦二人暮らしで在宅で生活を送ってきた。本人は自営業をしていたが、アルツハイマー型認知症の進行により道に迷う事があり、警察に保護されることもあった。介護保険を申請してデイやショートステイを利用しながら生活を送ってきたが、一番の悩みは徘徊だった。玄関に内鍵を付けても夜中に出て行く。GPSを持たせたこともあったが結局は警察に連絡をして捜索してもらったことが数回あり、長年このような状態が続き、徘徊が絶えず常に目が離せない状態だったが、妻は本人を出来るだけ住み慣れた自宅で介護したいと思い施設の検討を躊躇していた。妻は持病の喘息の発作がいつ起きるかという不安も大きく、また老老介護はエンドレスであることから特養申請し入居に至った。

10年の在宅介護の中で様々な葛藤があったため、現在本人が特養で穏やかに過ごす姿を見て、週に数回面会に来る妻は今の特養で良かったと心底思っている。

しかし、今回の改定でこれまで第3段階で月約90,000円（高額介護サービス費適用：83,000円）だったのが、預貯金が一定の金額以上だったため補足給付の対象から外れて第4段階、月約135,000千円（高額適用：128,000円）と月45,000円の負担増になった。年間にすると540,000円の負担増となる。施設利用料は年金額では全く足りず、自営業で地道に働いて貯えてきた預貯金を切り崩していくかなければならない。妻は「こんな風に（改定が）決まってしまったらどうしようもない。お父さんにはここにおってもらわんと。家で私が介護なんてもう無理やし仕方ないよね」と話される。

特例減額措置適用 2段階→3段階

制度適用でも、夫婦合わせて年間44万円の負担増！

1. 本人のプロフィール

- ◇性別：女性 ◇年齢：90歳代
- ◇介護度：要介護4 ◇認知症自立度：Ⅲb
- ◇所得状況 本人年金 5,000円／月
第2段階・社会福祉法人減免対象 → 第3段階
- ◇住まい 特養ホーム（ユニット型個室）

2. サービスの利用状況

◇費用負担

• ホームの利用料	65,938円／月→88,438円／月
（高額介護サービス費・社福減免適用後）	42,225円／月→73,800円／月）
その他の費用（医療費・日用品費等）	5,000円／月

3. 具体的な変更点と状況

本人はユニット型特養に、夫は老健に入所中。夫の年金は月約200,000円、本人は月約5,000円。この200,000円ちょっとの年金で夫婦の施設利用料を賄って、これまで何とかこれでやりくりしていた。

毎月の利用料金は、老健にいる夫は月に約100,000円、特養にいる本人は住民票を特養に移して夫と世帯分離をしているので、負担限度額認定第2段階。社会福祉法人減免制度を活用し、高額介護サービス費によって月の利用料は42,225円、夫婦合わせると月に約140,000ちょっとかかっていたが年金内での支払いが可能であった。そんな中改定が行われた。

これまで本人の負担限度額認定は第2段階だったが、夫が課税となっているため補足給付の対象から外れてしまう。月42,225円の施設の料金が、8月からは133,138円（高額介護サービス費適用：118,500円）に上がる。また夫は2割負担の結果が届き月約140,000円（高額適用：97,000円）となる。夫婦の支払金額が約274,000円（高額適用：217,000円）で年金よりも上回ってしまい、年金での支払いが不能となる。夫婦の預貯金は以前それなりにあったが、認知症で判断力が低下していた時に数々の訪問販売やリフォーム詐欺にあったことで預貯金が殆どなく、預貯金を切り崩して支払う事さえできない状態であった。

家族と施設相談員で改定の影響を相談し、行政に繋いだところ「特例減額措置」に該当する可能性があるとのことで申請を行い、特例減額措置が適用され本来は第4段階になるところを第3段階に下げられた。支払金額は夫月約140,000円（高額介護サービス費適用：97,000円）、本人は社会福祉法人減免制度から外れたが月88,438円（高額介護サ

ービス費適用：74,000 円)で年金内での支払いが出来るようになった。(この「特例減額措置」の適用は介護保険制度が始まって 15 年経過する中、金沢市で初めてである) 結局、今回の改定で夫婦の支払金額は年間約 44 万円もの負担増になる見通し。

この申請手続きの際、行政から料金の安い従来型特養の多床室に移ることを提案されたが、家族は「今いる施設の職員さんにいいのにしてもらって母の笑顔を見ることが出来ているので他所の施設に移ることは考えられない。特例減額措置という制度で年金内に収まるようになったけれど、年金で支払うのは施設利用料だけではない。医療費、日用品費の他に施設入所していても親戚や町内の葬祭費、税金関係など必要な事がある。大変だけど、両親の生活を守るためにも何とかやってみます」と話される。

おわりに

年金の切り下げや消費税が8%になり10%になることも決まっている中で、家計への負担が増えている最中に、制度の大幅改悪で8月から利用料が大幅に値上がりし、サービスの自粛する方も出てきていることが、顕著な事例でみなさんに伝わったのではないでしょうか。

今回は、入居部門では31%の方が負担増の対象となりましたが、来年8月から実施が予定されている遺族年金や障害者年金も収入認定されることになると、圧倒的な方が負担増の対象になることは明白です。

特養ホームへの要介護1と2の方は基本入所対象から除外することなども含め、在宅介護の困難さが増すことは明らかです。

現在でも、在宅で起きている介護殺人（年間40～50件）の4割が「制度等が不十分な中で起きた不幸な出来事」として執行猶予判決が下っていますが、このままでは一層深刻な事態になることが予想されます。

昨年発刊した二冊『経済大国なのに介護難民が増える！』『そんなことは許せない！』の冊子とあわせて、この冊子が、制度の実態を告発し制度改善に活用されることを期待するものです。

2015年9月 作成

法人 相談員部会

今宮 洋之

武田 智美

広田 雅子

山口 修治